

# 新エネルギー機器などの設置費用の一部を補助



表1

補助対象機器	補助金額
太陽光発電システム	2万円に補助対象機器の最大出力キロワット数を乗じた額(10万円を限度)
太陽熱高度利用システム	5万円(定額)
太陽熱温水器	2万5000円(定額)
蓄電池 ※ HEMS等の導入が条件	機器費の3分の1以内の額(5万円を限度)
燃料電池(エネファーム) ※ HEMS等の導入が条件	5万円(定額)
住宅用ガス発電給湯器(エコウィル)	3万円(定額)

※補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額です。  
※HEMS(ヘムス)とは、家庭のエネルギー使用量・発電量を視覚的に確認し、制御できるシステムです。

表2

	機器設置期間	申請期間
第1期	4月1日～5月31日	6月2日～30日
第2期	6月1日～7月31日	8月1日～29日
第3期	8月1日～9月30日	10月1日～31日
第4期	10月1日～11月30日	12月1日～26日
第5期	12月1日～平成27年1月31日	平成27年2月2日～27日
第6期	平成27年2月1日～3月31日	平成27年3月2日～20日(※)

※第6期は設置予定日で申請できます。

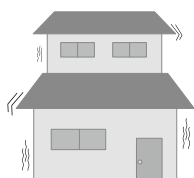
## 木造住宅耐震診断・改修に補助

昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の木造住宅の所有者が耐震診断を行う場合、市で認定した診断員が診断すると、診断費用の3分の2以内の額(5万円を限度)を補助します。  
更に、診断の結果、耐震性が基準値以下と評価された場合、改修工事費用の3分の1

以内の額(30万円を限度)を補助します。

診断・改修を行う前に相談してください。  
☆詳しくは、住宅係へ。

ご相談を!



太陽光発電などの新エネルギー機器などを購入し設置した方に、表1のとおり補助金を交付します。  
機器の設置日により、表2のとおり申請できる期間が異なりますので、注意してください。  
◇対象 市内に住所を有し、対象機器を設置した方  
※個人事業主及び法人も対象です。  
※市税及び国民健康保険税を滞

納している方を除きます。  
◇要綱・申請書の配布  
\*市役所環境課、東部出張所、あいぽつく、環境コミュニケーションセンター、武蔵野会館  
◇申請 申請期間中に申請書及び次の書類を持って市役所環境課計画推進係へ  
\*機器の設置日が分かるもの(保証書、電力会社との電力受

給に関する申込書の写しなど)  
\*機器・設置費用の領収書または支払いを確認できる書類の写し(太陽光発電システムは、太陽光発電モジュール分、付属設備分及び設置工事分の代金を確認できる書類の写し)その他の機器は、機器の本体価格及び設置工事分の代金を確認できる書類の写し)  
\*仕様を確認できる見積書または仕様を確認できる見積書

はカタログなどの写し  
\*機器の設置状況を示す写真  
\*国などの補助金交付決定通知書がある場合はその写し  
\*申請手続きを他者に任せる場合は手続代行者選任届  
【注意事項】  
\*機器等は、未使用のものを新たに購入し設置したものに限り申請は、同一住宅につき1回

限りです(複数機器の申請は不可)。  
※以前、補助金の申請をした方は対象となりません(申請を受けられなかった方が、新たに機器を設置した場合を除く)。  
※予算を超える応募があった場合は抽選になります。  
※対象機器の基準は、要綱で確認できます。  
※現地調査を行う場合があります。  
☆詳しくは、環境課計画推進係へ。

